

## NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

NO&T U.S. Law Update 2021年7月 No.59

個人情報保護・データプライバシーニュースレター 2021年7月 No.9

### コロラド州プライバシー法の成立

弁護士 達本 麻佑子 (ニューヨーク・オフィス)

弁護士 長谷川 紘 (ニューヨーク・オフィス)

#### はじめに

2021年6月8日、コロラド州プライバシー法 (the Colorado Privacy Act (以下、「CPA」といいます。)) が州議会で可決され、2023年7月1日に施行される予定です。CPAは、カリフォルニア州消費者プライバシー法 (the California Consumer Privacy Act<sup>1</sup> (以下、「CCPA」といいます。)) 及びバージニア州消費者データ保護法 (the Virginia Consumer Data Protection Act (以下、「CDPA」といいます。)) に続く、米国で3番目の包括的な個人情報保護法といわれています。CPAの規定の多くはCCPA又はCDPAと同様の内容となっていますが、CPA特有の規定も存在します。そこで、本ニュースレターでは、CPAの概要及びCCPA・CDPAとの相違点を紹介します。

#### CPAの概要

##### 1. 適用範囲

###### (1) 適用される者の範囲

CPAは、以下の①及び②の要件を満たす者に適用されます<sup>2</sup>。

- ① コロラド州において事業を行っている又は意図的にコロラド州住民に向けた製品若しくはサービスの生産若しくは提供を行っている者、かつ
- ② (i) 1年間で、10万人以上の消費者の個人データを管理若しくは処理 (process)<sup>3</sup>している者、又は(ii) 個人データの販売 (sale)<sup>4</sup>によって収益 (revenue) を上げ若しくは商品若しくはサービスの代金の割引を受ける者で、かつ、2万5千人以上の消費者の個人データを管理し若しくは処理する者

CPAでは、単独で又は第三者と共同して、個人データの処理の目的及び方法を決定している者を管理者

<sup>1</sup> 2020年11月3日に成立したカリフォルニア州プライバシー権法 (the California Privacy Rights Act (以下、「CPRA」といいます。)) は、CCPAの改正及び追加的規制を定めており、2023年1月1日付で施行される予定です。

<sup>2</sup> Colo. Rev. Stat. (以下、「C.R.S.」) 6-1-1304(1)

<sup>3</sup> 個人データの収集、使用、販売、保管、開示、分析、削除又は修正を意味します (C.R.S. 6-1-1303(18))。

<sup>4</sup> CPAでは、管理者が第三者との間で個人データを金銭その他の価値ある対価と交換することを販売 (sale) と定義しており (C.R.S. 6-1-1303(23))、広範な定義がされている点に留意が必要です。

(controller) と定義し、個人データの処理に関して一定の義務を課していますが<sup>5</sup>、上記①及び②の要件を満たした管理者が CPA 上の管理者としての義務を負うこととなります。

## (2) 消費者 (consumer) の範囲

CPA は、消費者 (consumer) について、個人又は世帯として活動しているコロラド州住民である個人と定義しており、CDPA と同様、ビジネス又は雇用の場面で活動している者は明示的に除外されています<sup>6</sup>。

## (3) 個人データ (personal data) の範囲

CPA によって保護される個人データ (personal data) は、識別された若しくは識別可能な個人とリンクされた又は合理的にリンク可能な情報を意味すると定義されています<sup>7</sup>。そして、個人データは非識別化されたデータ (de-identified data)<sup>8</sup>及び公開情報 (publicly available information) を含まないとされています。ここでいう公開情報とは、①連邦政府、州政府又は地方政府の記録から適法に入手可能な情報、及び②管理者が、消費者により適法に一般大衆に入手可能な状態にされた情報であると合理的根拠に基づき信じたものを意味すると定義されています<sup>9</sup>。

## 2. 消費者の権利

CPA では、消費者の権利として、主に、管理者に対して以下の事項を要求できる権利が規定されています<sup>10</sup>。

- ターゲティング広告、個人データの販売、又は消費者に関する法的な若しくはそれに類似した重大な効果を生じさせる判断を助長するためのプロファイリングを目的とする個人データの処理からのオプトアウト
- 管理者が消費者の個人データを処理しているか否か確認する、及び当該個人データへのアクセスを提供する
- 上記のアクセスの提供に際し、個人データを、ポータブルな形で、かつ技術的に可能な範囲で、他のエンティティへ障害なく消費者によるデータの移動が可能となるような即時利用可能な形式で、管理者から個人データを取得する
- 消費者の個人データの性質及び個人データの処理の目的を考慮して、消費者の個人データの誤りを訂正する
- 消費者に関する個人データを削除する

消費者から上記権利を行使された場合、管理者は、原則として 45 日以内に対応する必要がありますが、消費者の請求の複雑さや数を考慮して、合理的に必要な場合には、1 回に限り、さらに 45 日延長することが可能とされています<sup>11</sup>。

## 3. 管理者の義務

CPA は、管理者に対して、個人データの処理に関する以下の義務を課しています<sup>12</sup>。

<sup>5</sup> C.R.S. 6-1-1303(7)

<sup>6</sup> C.R.S. 6-1-1303(6)

<sup>7</sup> C.R.S. 6-1-1303(17)(a)

<sup>8</sup> 識別された若しくは識別可能な個人又はこのような個人とリンクされたデバイスに関する情報を推測するために合理的に使用できない、又はこれらにリンクできないデータを意味します (C.R.S. 6-1-1303(11))。当該非識別化されたデータ (de-identified data) に該当するためには、データを保有する管理者が、(a)当該データが個人と関連づけられないことを確実にするための合理的な措置を実施し、(b)データを非識別化された様式で維持及び使用すること並びに再びデータを識別する試みをしないことを公にコミットし、かつ、(c)情報の受領者に対して上記事項を遵守することを契約上義務付けることが必要となります (C.R.S. 6-1-1303(11)(a), (b)及び(c))。

<sup>9</sup> C.R.S. 6-1-1303(17)(b)

<sup>10</sup> C.R.S. 6-1-1306(1)

<sup>11</sup> C.R.S. 6-1-1306(2)

<sup>12</sup> C.R.S. 6-1-1308

- 消費者に対して、合理的にアクセス可能で、明確かつ意味のある、以下の内容を含むプライバシー・ノーティスを提供すること
  - ・ 管理者が収集 (collect) し又は処理する個人データの 카테고리
  - ・ 当該カテゴリの個人データを処理する目的
  - ・ 消費者の権利の行使方法
  - ・ 個人データを第三者に共有する場合には、当該個人データ及び第三者の 카테고리
  - ・ 個人データの販売及びターゲティング広告からのオプトアウトの方法<sup>13</sup>
- 個人データの収集及び処理の明示的な目的を特定すること
- 個人データの収集を、当該データの処理の目的との関係で、適切で、関連性があり、合理的に必要な範囲に限定すること
- 消費者の同意を取得せず、特定された個人データの処理の目的との関係で合理的に必要なではない又は対応しない目的で個人データを処理してはならないこと
- 個人データの保管及び使用にあたって、不正な取得から個人データを守るための合理的な措置を実施すること
- 州又は連邦の消費者に対する差別禁止規定に違反する個人データの処理をしてはならないこと
- 消費者の同意 (子ども (13 歳未満) と分かっている者に係る個人データの処理の場合は当該子の親又は法的な保護者の同意) なくセンシティブ・データ<sup>14</sup>の処理をしないこと
- 個人データを販売し又はターゲティング広告のために個人データを処理する場合、当該販売及び処理並びに消費者がオプトアウト権を行使する方法を明確に開示すること<sup>15</sup>
- 処理の状況に鑑み、リスクに見合ったセキュリティレベルを確保するための適切な技術的及び組織的措置を実施し、当該措置を実施するために処理者 (下記 4. 参照) との間の責任の明確な配分を確立すること<sup>16</sup>

また、管理者は、ターゲティング広告のための個人データの処理、個人データの販売及びセンシティブ・データの処理等、一定のリスクを有する個人データの処理について、データ保護の評価の実施及び書面化を行う義務を負っています<sup>17</sup>。加えて、コロラド州法務長官の要請があった場合、管理者は当該評価の結果をコロラド州法務長官に開示する必要があります<sup>18</sup>。

#### 4. 処理者の義務及びデータ処理契約の締結義務

CPA は、管理者のために個人データを処理する者を処理者 (processor) と定義し<sup>19</sup>、処理者に対しても、個人データの処理に関する以下の義務を課しています。

- 管理者の指示を遵守し、管理者が CPA 上の義務を果たせるよう支援すること。具体的には、処理の性質及び処理者が取得可能な情報の性質に鑑み、以下の通り管理者を支援すること<sup>20</sup>
- ・ 管理者が消費者からの権利行使の請求に対応する義務を果たせるよう、可能な範囲で、適切な技術的及び組織的措置を実施すること

<sup>13</sup> C.R.S. 6-1-1306(1)(a)(III)。プライバシー・ノーティスに加えて、それ以外の明確かつ容易にアクセス可能な場所にもオプトアウトの方法を掲示する必要がある。

<sup>14</sup> CPA では、センシティブ・データ (sensitive data) について、①人種若しくは民族起源、宗教的信仰、精神若しくは身体の状態若しくは診断、性生活若しくは性的指向又は国籍若しくは在留資格を明らかにする個人データ、②個人を一意的に識別することを目的として処理され得る遺伝的データ又はバイオメトリックデータ又は③子どもと分かっている者から収集した個人データを意味すると定義されています (C.R.S. 6-1-1303(24))。

<sup>15</sup> C.R.S. 6-1-1306(1)(a)(III)

<sup>16</sup> C.R.S. 6-1-1305(4)

<sup>17</sup> C.R.S. 6-1-1309(1)

<sup>18</sup> C.R.S. 6-1-1309(4)

<sup>19</sup> C.R.S. 6-1-1303(19)

<sup>20</sup> C.R.S. 6-1-1305(2)

- ・ 個人データの処理におけるセキュリティ及びシステムのセキュリティ侵害の際の通知に関連する管理者の義務を果たせるよう支援すること
- ・ 管理者が行う必要があるデータ保護の評価の実施及び書面化のために必要な情報を、管理者に提供すること
- 個人データを処理する各人が、データに関する機密保持義務に服することを確実にすること<sup>21</sup>
- 下請を用いる場合、管理者に異議を述べる機会を与え、かつ、個人データに関し、当該下請に対しても処理者と同じ義務を課すこと<sup>22</sup>
- 処理の状況に鑑み、リスクに見合ったセキュリティレベルを確保するための適切な技術的及び組織的措置を実施し、当該措置を実施するために管理者との間の責任の明確な配分を確立すること<sup>23</sup>

また、CPA は、個人データの処理に際して、管理者及び処理者間で書面による契約（以下、「データ処理契約」といいます。）を締結することを求めており、処理者は、データ処理契約に従い処理を行うことが義務付けられています<sup>24</sup>。データ処理契約においては、(a)処理者が従うこととなる処理の指示、(b)処理の対象となる個人データの類型及び処理の期間、(c)上記下請の義務や管理者と処理者との間の責任の配分等に関する事項、(d)その他、処理者は、処理の終了後個人データの削除又は管理者への返還をする義務を負うこと、CPA 上の義務の遵守を証明するために必要な全ての情報を管理者に対して利用可能にする義務を負うこと、管理者又は管理者が指定した者からの合理的な監査及び検査に応じ協力する義務を負うこと等の所定の事項を規定する必要があります<sup>25</sup>。

## 5. CPA に違反した場合の制裁

コロラド州法務長官及び州検察官は、CPA に違反した管理者に対する違反行為の差止め又は民事罰を求めて、提訴する権限を有しています<sup>26</sup>。CPA の違反に対しては 60 日間の是正期間が原則として設けられますが、2025 年 1 月 1 日以降、当該是正期間は廃止されることとされています<sup>27</sup>。民事罰は、違反 1 件につき最大 20,000 米ドルとされています<sup>28</sup>。なお、私的訴権については明示的に否定されています<sup>29</sup>。

## CCPA・CDPA との比較

### 1. 事業者の範囲

CCPA の事業者の要件では、個人情報の取扱量が CCPA の定める一定の基準に達していない場合であっても、一定の事業規模<sup>30</sup>があれば、事業者には該当するとされています。しかし、CPA では、CDPA と同様に、CCPA のような一定の事業規模を理由に適用する旨の規定はなく、一定の個人データの取扱量がある場合にのみ適用されることとなります。また、CCPA では、CCPA の要件を満たす事業者を支配し又は当該事業者により支配される者で、当該事業者とブランドを共通にする主体についても、CCPA 上の「事業者」に該当するとされていますので、日系企業の米国子会社が CCPA 上の「事業者」の要件を満たせば、日本の親会社も CCPA の適用を受ける可能性があります。一方、CPA では、CDPA と同様に、このようなグループ会社にもその適用を拡大する規定はありません。

<sup>21</sup> C.R.S. 6-1-1305(3)(a)

<sup>22</sup> C.R.S. 6-1-1305(3)(b)

<sup>23</sup> C.R.S. 6-1-1305(4)

<sup>24</sup> C.R.S. 6-1-1305(5)

<sup>25</sup> C.R.S. 6-1-1305(5)(a), (b), (c)及び(d)

<sup>26</sup> C.R.S. 6-1-1311(1), 6-1-110

<sup>27</sup> C.R.S. 6-1-1311(1)(d)

<sup>28</sup> C.R.S. 6-1-112

<sup>29</sup> C.R.S. 6-1-1311(1)(b)

<sup>30</sup> 年間総売上高（CPRA では、ある年の 1 月 1 日時点において、前年 1 年間の総売上高）が 25,000,000 ドル超

したがって、上記の点を踏まえれば、CPA の適用を受ける事業者の範囲は、CDPA と同様に、CCPA と比較して限定的と考えられます。

## 2. 保護される個人データの範囲

CCPA では、BtoB 情報や雇用関連情報については、CCPA の適用を一部除外する旨が規定されており、CPRA によって、少なくとも 2023 年 1 月 1 日まではこれらの個人情報について CCPA の一部が適用されません。一方で、CPA は、CDPA と同様、ビジネス又は雇用の場面で活動する者は消費者から除外されていますので、これらの場面では、時限性なく適用されないこととなります。

また、CPA における個人データは、CCPA における個人情報及び CDPA の個人データと同様、いずれも公開情報その定義から除外していますが、公開情報の定義の内容には差異があります。すなわち、CCPA では、公開情報とは、連邦政府、州政府又は地方政府の記録から適法に入手可能な情報を意味すると定義されていますが、CDPA における公開情報は、これらの情報に加えて、「広く頒布されたメディア」(widely distributed media) を通じて一般大衆に適法に入手可能となった情報も含まれるため、「広く頒布されたメディア」の解釈次第では、CDPA の個人データの範囲は限定的な内容になる余地があります。CPA も、このような「広く頒布されたメディア」という用語は用いていないものの、連邦政府、州政府又は地方政府の記録から適法に入手可能な情報に加え、管理者が、消費者により適法に一般大衆に入手可能な状態にされた情報であると合理的根拠に基づき信じたものを公開情報に含むとしており、CDPA と同様に、CCPA と比較して個人データの範囲は限定的な内容になる余地があります。

## 3. オプトアウトの方法

CPA では、コロラド州法務長官が別途定める技術規格に適合したメカニズムを通じて、消費者は、サイトや会社毎にオプトアウトをするのではなく、一律のオプトアウト(いわゆる「ユニバーサル・オプトアウト」)を求められることができることと定めており、2024 年 7 月 1 日以降、個人データをターゲット広告又は個人データの販売のために処理する管理者は、ユニバーサル・オプトアウトを求められた場合、これに従う義務があることとされています<sup>31</sup>。ユニバーサル・オプトアウトの技術規格に関する規則は今後 2023 年 7 月 1 日までにコロラド州法務長官により制定されることとされています<sup>32</sup>。CPRA においてはユニバーサル・オプトアウトは事業者の選択により導入可能なものとされていた一方<sup>33</sup>、ユニバーサル・オプトアウトに応じる義務を管理者に負わせる規定を設けるのは CPA が初であり、今後の実務の動向が注目されます。

## 4. センシティブ・データの処理

CCPA においては、CPRA によって、事業者がセンシティブ個人情報を収集する場合は、収集するセンシティブ個人情報のカテゴリー、利用目的等を消費者に提供しなければならず、消費者は、事業者に対して、センシティブ個人情報の利用を一定の場面に限定することを求めることができることとされています。一方、CPA においては、CDPA と同様に、センシティブ・データの処理について消費者の同意を求める旨が規定され<sup>34</sup>、センシティブ・データの処理に関しては、CCPA より事業者にとって厳しい規制になっているといえます。また、「同意」(consent)について CPA は、CDPA と同様に、消費者に関する個人データの処理のための、消費者の自由な意思で与えられた、具体的な、知識のある、かつ、疑いのない合意を示す明確な積極的行為を意味すると定義しています<sup>35</sup>。特に、CPA においては、(i)個人データの処理に関する事項の他、関連しない事項を含む一般的若しくは広範な利用規約又は同様の文書による同意や、(ii)ユーザーの自律性、意思決定、選択を阻害する実質的な効果を持つように設計又は操作されたイ

<sup>31</sup> C.R.S. 6-1-1306(1)(a)(IV)

<sup>32</sup> C.R.S. 6-1-1313(2)

<sup>33</sup> Cal. Civ. Code §1798.135(b)、1798.185(a)(20)

<sup>34</sup> C.R.S. 6-1-1308(7)

<sup>35</sup> C.R.S. 6-1-1303(5)

ンターフェース（いわゆる「ダーク・パターン」）等を通じて取得された合意については明示的に「同意」から除外されています。したがって、CPA の適用のある管理者の立場からは、積極的な同意がなく、黙示の同意 (implied consent) やサービスを継続的に利用することによる同意 (consent by continued use of a service) では CPA 上の「同意」があったとは認められない可能性があるという点に留意する必要があります。

## 5. エンフォースメント

CCPA では、一定の場合に消費者は事業者に対してクラスアクションを提起することができる旨が規定されています。一方で、CPA では、上記の通り、CDPA と同様に明文で私的訴権を与えるものではない旨が明記されています。

執行については、CCPA については CPRA の制定により是正期間がなくなった一方、CDPA では 30 日間の是正期間が定められており、CPA では上記の通り、是正期間は 60 日間とされています。もっとも、CPA の当該是正期間は 2025 年 1 月 1 日以降廃止されることとされています。

## 今後に向けて

上記の通り、CPA は、CCPA 及び CDPA と同様の包括的な個人情報保護に関する州法であり、CPA の効力発生日である 2023 年 7 月 1 日に向けて、適用の可能性のある企業は、CCPA 及び CDPA への対応と同様に現在の個人情報保護に関する実務を見直す必要があると思われます。また、イリノイ州においても、同様の包括的な個人情報保護に関する州法である消費者プライバシー法 (the Consumer Privacy Act) が下院委員会に付議されており、マサチューセッツ州においてもマサチューセッツ州情報プライバシー法 (the Massachusetts Information Privacy Act) が上院において審議されている等、他の州でも個人情報保護関連法の立法が検討されている状況ですので、引き続き米国における個人情報保護法制の動向については注視する必要があります。

2021 年 7 月 7 日

[執筆者]



**達本 麻佑子** (弁護士・パートナー (NO&T NY LLP))

mayuko\_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。



**長谷川 紘** (弁護士・アソシエイト)

hiroshi\_hasegawa@noandt.com

2011年東京大学法学部卒業。2020年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2013年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2020年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

入所以来、ファイナンス取引等を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般に関するリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

**鈴木 明美** パートナー  
akemi\_suzuki@noandt.com

**森 大樹** パートナー  
oki\_mori@noandt.com

**殿村 桂司** パートナー  
keiji\_tonomura@noandt.com

www.noandt.com

## NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

## 長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update 及び個人情報保護・データプライバシーニュースレターの配信登録を希望される場合には、  
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。NO&T U.S. Law Update に関するお問い合わせ等につきましては<[newsletter-us@noandt.com](mailto:newsletter-us@noandt.com)>まで、個人情報保護・データプライバシーニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては<[nl\\_dataprotection@noandt.com](mailto:nl_dataprotection@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。